

第3回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨

日時：令和4年12月27日（火）9：20～9：35

場所：官邸4階大会議室

出席者：岸田内閣総理大臣、松野内閣官房長官、野村農林水産大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、斉藤国土交通大臣、後藤経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼新しい資本主義担当大臣、岡田デジタル田園都市国家構想担当大臣兼内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、規制改革、地方創生）、高市経済安全保障担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済安全保障）、小倉孤独・孤立対策担当大臣、小島復興副大臣、柘植総務副大臣、築文部科学副大臣、羽生田厚生労働副大臣、太田経済産業副大臣、山田環境副大臣、尾崎デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官、高見法務大臣政務官、木原内閣官房副長官、磯崎内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、藤井内閣官房副長官補

○ 冒頭、松野内閣官房長官から、議事について説明があった。野村農林水産大臣から次のような説明があった。

<資料1>

- ・ 昨今の気候変動やウクライナ情勢の緊迫化等による輸入食料や生産資材の価格高騰などにより食料安全保障の強化は重要な課題となっている。
- ・ 今回の補正予算において、輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策を講じたが、このような対策を継続的に実施するため、食料安全保障強化政策大綱を策定し、関係省庁一体となって政策展開を力強く進めたいと考えている。
- ・ 大綱においては、
 - ① 食料安全保障の強化のための重点対策を中心に位置付けつつ、食料安全保障の強化のためには生産基盤が強固であることが前提となるため、
 - ② スマート農林水産業の実装の加速化
 - ③ 円安も活かした農林水産物・食品の輸出促進の取組の加速化
 - ④ みどりの食料システム戦略の実現も盛り込んでいる。
- ・ また、食料・農業・農村基本法については、本年9月の当本部の総理指示に従い、食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設置し、国民各界各層から御意見を幅広く伺いながら検証・検討を進めている。
 今後は、検証・検討を加速し、食料・農業・農村政策の新たな展開方向を早急に取りまとめるとともに、見直しの結果を踏まえ、大綱の見直しを行っていく。

(未定稿)

- ・ 加えて、資料5については、12月5日の農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議で決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（改訂案）」について、当本部としても了承していただきたい。
 - ・ 以上これら4本柱の取組は、関係省庁とも連携して進めていく必要があるため、関係各位におかれては、引き続きの御協力をお願いする。
- これを受けて、高市経済安全保障担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済安全保障）から、次のような発言があった。
- ・ 先週20日、経済安全保障推進法に基づき、11の物資を、安定供給確保を図る必要がある「特定重要物資」に指定する政令を閣議決定し、23日に公布・施行されたところ。これら11の物資には、農産物の生産、ひいては国民の生存に不可欠な物資である「肥料」が含まれている。
 - ・ 今後、この政令指定を踏まえ、肥料の「安定供給確保を図るための取組方針」を農林水産大臣に策定いただき、原料備蓄を通じた肥料の安定供給確保に向けた取組を進めていただくことになるものと承知している。
 - ・ 引き続き、農林水産省のほか関係省庁と連携して、重要な物資のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障の確保に努めていく。
- 林外務大臣から、次のような発言があった。
- ・ ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、国際社会は食料・肥料の安定供給への一層の不安や価格高騰等の課題に直面している。
 - ・ 外務省としては、日本が来年G7議長国となる機会をとらえ、脆弱な国・地域、人々に廉価に安全かつ栄養のある食料を行き渡らせる、人間一人ひとりに着目した取組みを打ち出す。農林水産省とともに食料安全保障の確保に向けて取り組んでいきたい。
- 齊藤国土交通大臣から、次のような発言があった。
- ・ ただ今、農林水産大臣から御説明いただいた資料に示されている下水汚泥資源の肥料への利用拡大は、食料安全保障の強化や農林水産業のグリーン化の観点から大変重要な取組であると考えている。
 - ・ 現在、農林水産省と共同で官民検討会を開催しており、先週23日には、肥料への利用拡大に向けた今後の推進策について議論を行ったところ。
 - ・ 国土交通省としては、引き続き、農林水産省等と緊密に連携し、農業者等が安心して活用できる下水汚泥資源の供給促進や流通経路の確保など、必要な取組を進めていく。
 - ・ このほか、農林水産業のグリーン化の観点では、非住宅・中高層建築物

(未定稿)

等における木材利用を推進するなど、国土交通省としても積極的に取組を進めていく。

- 高市経済安全保障担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済安全保障）から、次のような発言があった。
 - ・ 食料は、言うまでもなく私たちが生きていく上で最も重要な要素の一つであり、その安定供給確保のための取組には、経済安全保障の観点からも重要なものを含むと考えている。
 - ・ 本年5月に成立した経済安全保障推進法では、我が国にとって重要な物資の安定供給を図るための枠組みなどを整備した。
 - ・ 今後、農林水産省を含む関係省庁ともよく連携を図りつつ、経済安全保障の観点で新たに措置すべき問題がないか、不断の検討を進めていく。

- 鈴木財務大臣から、次のような発言があった。
 - ・ 「食料安全保障強化政策大綱（案）」にある「農林水産政策4本柱」のうち、農林水産物・食品の輸出促進について、お酒を所管する大臣として、一言発言させていただく。
 - ・ お酒の輸出金額は、今年に入っても好調に推移している。これも、岸田総理のご指導の下、関係省庁の協力のおかげであり、酒類事業者の様々な取組の賜物である。この場をお借りして感謝申し上げる。
 - ・ また、財務省・国税庁では、今月はじめに、日本酒造組合中央会を認定品目団体とし、私自ら認定証を手交させていただいた。
 - ・ 財務省・国税庁としては、今後とも、関係省庁や認定品目団体と一丸となって、お酒の輸出促進に取り組んでいく。

- 尾崎デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官から、次のような発言があった。
 - ・ 食品ロス削減や農林水産業のグリーン化を進めるためには、消費者に対して、人や社会・環境に配慮した消費行動の普及・啓発を推進する必要があるため、関係省庁と連携して更なる推進に努めてまいりたい。

- 最後に、岸田内閣総理大臣から、次のような発言があった。
 - ・ 本日、野村農林水産大臣から、来年以降の①食料安全保障の強化、②スマート農林水産業、③輸出促進、④グリーン化の更なる展開について、報告を受けた。
 - ・ 総合経済対策において、
 - ① 水田の畑地への転換と麦・大豆等の本作化、

(未定稿)

- ② スマート技術の開発・実証・実装、
 - ③ 15品目7団体の認定品目団体を中核とした売り込み強化と大ロット輸出産地の形成、
 - ④ グリーンな栽培体系への転換支援など
構造的な対策を本格的に始動していく。
- ・ 特に食料安全保障については、現下のウクライナ情勢を受け、食料安全保障の強化は緊急の対応が必要な世界の重要課題の一つであり、先日のG20バリサミットでもこの認識が共有されている。
 - ・ 我が国経済の脆弱性を克服し、食料安全保障を強化していくため、「食料安全保障強化政策大綱」を本日決定し、輸入依存からの脱却に向けた肥料・飼料や麦・大豆等の国内供給力の強化など農業構造の転換を力強く進め、国民生活に直結する食料の供給基盤を確かなものとしていく。
 - ・ その上で、世界的な食料情勢や気候変動、海外食市場の拡大など我が国の食料・農業を取り巻く課題の変化を踏まえ、野村農林水産大臣を中心に、関係閣僚の協力を得て、来年度中に食料・農業・農村基本法改正案を国会に提出することを視野に、来年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向をとりまとめるようお願いする。

以上

文責：内閣官房副長官補付